

- 栗山町介護保険条例の一部を改正する条例
- 栗山町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例
- 栗山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例
- 栗山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例
- 栗山町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 栗山町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例



- 町道の認定について
- 第9期栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 栗山町住生活基本計画について
- 令和5年度栗山町一般会計補正予算(第12号)
- 歳入歳出予算に、25億2149万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億2590万8千円とするもので、主な内容は栗山赤十字病院改築等事業補助金の追加などに係る補正です。
- 令和6年度栗山町一般会計補正予算(第1号)
- 歳入歳出予算に、14億8618万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億7581万2千円とするもので、主な内容は栗山赤十字病院改築等事業債の減額などに係る補正です。

## 議会インターネット中継配信中！

議会の様子をいつでも  
スマホ・パソコンで  
視聴できます！

栗山町議会 検索

※インターネットが使用できない場合

①公共施設で視聴

役場、改善センター、南部公民館など各公共施設のロビーで放送しています

②議場で傍聴

当日受付で議会が傍聴できます。開始前に役場3階の傍聴席入口までお越しください

視聴手順や傍聴方法など  
お気軽にご相談ください

【問い合わせ】議会事務局 ☎ 73-7517

事務局 谷水主事

- 1月臨時会議
- 議案
- 令和5年度栗山町一般会計補正予算(第10号)
- 歳入歳出予算に、5129万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億7915万4千円とするもので、主な内容は重点支援地方創生対策費などに係る補正です。
- 栗山町手数料条例の一部を改正する条例
- 3月定例会議
- 議案
- 令和5年度栗山町一般会計補正予算(第11号)
- 歳入歳出予算に、9億2526万1千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ124億441万5千円とするもので、主な内容は、栗山赤十字病院改築等事業補助金の追加などに係る補正です。
- 令和5年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 歳入歳出予算に、794万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1287万7千円とするもので、主な内容は保険給付費の追加などに係る補正です。
- 令和5年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第4号)
- 歳入歳出予算から、589万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1152万2千円とするもので、主な内容は、学生数の確定に伴う授業料の減額などに係る補正です。
- 令和5年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 歳入歳出予算から1億2591万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9122万1千円とするもので、主な内容は保険給付費の事績見込みによる減額などに係る補正です。
- 令和5年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 歳入歳出予算に、1242万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5146万7千円とするもので、主

- な内容は北海道後期高齢者医療広域連合の負担金減額などに係る補正です。
- 令和5年度栗山町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 歳入歳出予算から、729万8千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3413万2千円とするもので、主な内容は、住宅団地造成事業費の減額などに係る補正です。
- 令和5年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 歳入歳出予算から、2億2807万3千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億7903万1千円とするもので、主な内容は工業団地造成事業費の減額などに係る補正です。
- 令和5年度栗山町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 収益的収入及び支出において、収益的支出の水道事業費用で193万6千円を減額し、総額を3億6921万2千円とする補正です。
- 令和5年度栗山町下水道事業会計補正予算(第2号)

- 収益的収入及び支出において、収益的支出の下水道事業費用で54万3千円を減額し、総額を4億2821万7千円とする補正です。資本的収入及び支出において、資本的収入の下水道事業資本的収入で5986万円を減額し、総額を2億2167万4千円とし、また、個別排水処理施設事業資本的収入で、1314万3千円を減額し、総額を504万円とし、資本的支出の下水道事業資本的支出で5956万円を減額し、総額を4億6190万5千円とし、また、個別排水処理施設事業資本的支出で、1168万7千円を減額し、総額を777万5千円とする補正です。
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 栗山町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例